別表六（二十七）　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この記載要領において「平成22年改正法」という。）附則第78条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えられた現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成23年旧措置法」という。）第42条の11（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税額超過構成額　②」の各欄には、「法人税額超過額 ⑴－⑶　⑷」の欄に記載された金額が控除可能期間（租税特別措置法第42条の13第１項又は平成22年改正法附則第78条の規定により読み替えられた平成23年旧措置法第42条の11第１項に規定する控除可能期間をいう。）の最も長いものから順次成るものとした場合に租税特別措置法第42条の13第１項又は平成23年旧措置法第42条の11第１項に規定する法人税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「旧第９号」の各欄は、平成22年改正法附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第２項又は第３項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(十一)の表中

「供用年度のリース特別控除額（別表六(二十三)「５」の供用年度分）」	「供用年度のリース特別控除額（別表六(二十四)「５」の供用年度分）」

を

「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額（別表六(二十三)「６」の合計額	「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額（別表六(二十四)「６」の合計額）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額の控除実施額（別表六(二十三)「８」の供用年度分）」	供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十四)「８」の供用年度分）」

に改め、同表を別表六(十二)とする。

別表六(十)の表中

「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「58の②」）」	「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「67の②」）」

を

「差引当期⑿－⒀－（別表六(十四)「13」×別表六(十四)「12」の内書／別表六(十四)「12」）税額基準額残額」	「差引当期税額基準額残額 ⑿－⒀－（別表六(十五)「13」×別表六(十五)「12」の内書／別表六(十五)「12」）」

に、

「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「57の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「66の②」）」に改め、同表の記載要領第三号中「（平成22年４月１日前に開始し、同日以後に終了する事業年度については、当該事業年度開始の日から平成22年３月31日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の「⑺」の金額の合計額）」を削り、同第五号中「第42条の11」を「第42条の13」に、「別表六(二十四)」を「別表六(二十七)」に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(十)を別表六(十一)とする。